

承認第 5 号

専決処分(南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)
の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、南風原町固定
資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したの
で、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和元年 5 月24日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（別紙）を下記の理由により専決処分する。

平成31年3月30日

南風原町長 赤 嶺 正 之

（専決処分した理由）

沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）が改正され、平成31年3月30日に公布された。同年4月1日施行のため、この省令改正に伴い南風原町固定資産税の課税免除に関する条例についても改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分する。

南風原町条例第 / 2 号

南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成 31 年 3 月 30 日

南 風 原 町 長 赤 嶺 正 三

南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり。

南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

南風原町固定資産税の課税免除に関する条例（平成4年南風原町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条から第5条までの規定中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

南風原町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
（観光地形成促進地域における課税免除） 第3条 町長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から<u>平成33年3月31日</u>までの間に、沖振法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下この条において「対象施設」という。）を新設し、又は増設した者について、当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該対象施設である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除することができる。	（観光地形成促進地域における課税免除） 第3条 町長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から<u>平成31年3月31日</u>までの間に、沖振法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下この条において「対象施設」という。）を新設し、又は増設した者について、当該対象施設である家屋及び償却資産並びに当該家屋又は当該対象施設である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除することができる。
（情報通信産業振興地域における課税免除） 第4条 町長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から<u>平成33年3月31日</u>までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋	（情報通信産業振興地域における課税免除） 第4条 町長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から<u>平成31年3月31日</u>までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者について、当該設備である家屋

改正後

及び償却資産並びに当該家屋又は当該施設である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1)・(2) (略)

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 町長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖縄法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条例において「提出日」という。）から平成33年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者で、沖縄法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定をうけた者について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1)・(2) (略)

改正前

及び償却資産並びに当該家屋又は当該施設である構築物の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1)・(2) (略)

(産業高度化・事業革新促進地域における課税免除)

第5条 町長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖縄法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条例において「提出日」という。）から平成31年3月31日までの間に、次に掲げるいずれかの設備を新設し、又は増設した者で、沖縄法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定をうけた者について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

(1)・(2) (略)